

水大第 1195 号
令和 3 年 7 月 28 日

大阪湾広域臨海環境整備センター
理事長 荒木 一聡 様

兵庫県知事 井戸 敏三

大阪湾広域臨海環境整備センター フェニックス 3 期神戸沖埋立処分場（仮称）
設置事業に係る環境影響評価準備書に対する環境の保全の見地からの意見につ
いて

環境影響評価法第 15 条の規定により令和 3 年 1 月 26 日付けで貴センターから送付
のあった標記の環境影響評価準備書に関する、環境影響評価法第 20 条第 5 項の規定に
基づく意見は別紙のとおりである。

なお、住民、他の関係する行政機関等からの意見にも適切に対応願います。

フェニックス3期神戸沖埋立処分場（仮称）設置事業に係る 環境影響評価準備書に関する意見

標記事業の環境影響評価準備書について、環境の保全の観点から審査を行った。

本事業は、大阪湾広域臨海環境整備センターが、現在、廃棄物の埋立処分を行っている2期神戸沖埋立処分場（以下「2期処分場」という。）の西隣に、新たに埋立処分の用に供される場所の面積 69 ha の一般廃棄物及び産業廃棄物の管理型最終処分場（海面埋立処分場）を建設するものであり、既に公有水面埋立免許を取得している区域のうち、陸上残土による埋立を計画していた未施工部分を廃棄物最終処分場とすることで、大阪湾圏域広域処理場整備事業の対象圏域の生活環境の保全をはかり、あわせて埋立によってできた土地を活用して、港湾の秩序ある整備を図ることを目的としている。

他方、県では、令和元年に「環境の保全と創造に関する条例」を改正し、瀬戸内海を豊かで美しい「里海」として再生するため、県は沿岸域の環境の保全・再生及び創出、水質の保全及び管理等に関し施策を実施することとしており、また、事業者は事業活動を通じて豊かで美しい瀬戸内海の再生に努めなければならないとしている。

本事業は、瀬戸内海の大阪湾奥部に位置する海面を埋め立てる事業であり、既設の2期処分場（面積 88 ha）に隣接して大規模な廃棄物最終処分場を更に設置するものであることから、事業の実施にあたっては、準備書に記載されている環境保全措置を着実に実施することに加え、工事の実施及び施設の供用の各時点における最良の技術を採用し、環境影響を低減するよう努めること。また、以下の点に十分留意すること。

1 騒音

建設機械及び作業船の稼働に伴う騒音及び埋立・覆土用機械の稼働に伴う騒音について、環境基準値を超過又は同値となる地点が生じることから、事後監視調査を行うとともに、騒音発生が少ない工法の採用などの環境保全措置を確実に実施すること。

2 水質

- (1) 施工計画の施設の詳細では、遮水工を2期処分場で実績のある「矢板式」から「シート式」へ変更することとしているため、その施工にあたっては遮水シートの接合や敷設等を確実に実施し、基準に適合した遮水工となるよう、管理や確認を万全に行うこと。
- (2) 護岸等の施工に伴う周辺海域の水質（水の濁り）について、最下層で浮遊物質質量が2 mg/L を超える海域が広がると予測されており、汚濁防止膜の展張などの環境保全措置を実施するとあるが、最下層への低減効果が確実であることが

示されていないことから、事後監視調査を実施し、底質への影響を把握すること。また、必要に応じて追加での環境保全措置を検討すること。

- (3) 浸出液処理水の排出（水の汚れ）について、本事業南側の海域では化学的酸素要求量と溶存酸素量が環境基準値に適合していない地点があることから、再度排水口の位置などの検討を行い、周辺部の栄養塩類の偏在解消の視点も含め、沖合への拡散がより行える放流方法とすること。また、工事開始から埋立終了まで概ね 28 年程度を要し、更に埋立終了後も排水処理施設の稼働が継続することが想定され、周辺の水質及び底質に長期的な変化を及ぼす可能性があることから、水質及び底質に関して事後監視調査を実施すること。
- (4) 浸出液処理水の排出（水の汚れ）について、残留性有機汚染物質など生物への影響が懸念されるものの管理目標値が定められていない化学物質に関しては最新の知見を収集し、必要に応じ施設からの排出状況の把握などに努めること。

3 動物・植物・生態系

- (1) 施工計画の施設の詳細では、新たに西側及び南側に整備する護岸は捨石傾斜堤式護岸を採用することとしているが、瀬戸内海を豊かで美しい「里海」として再生する取り組みとなるよう、護岸の構造等を工夫するなど、更なる海生生物の生息環境の保全・創造に努めること。また、海生生物の生息・生育空間の創出の実施状況、周辺海域や護岸での動植物の生息又は生育及び生態系の状況に関して事後監視調査を行うとともに、その結果の取りまとめにあたっては、それまでに実施した経年的な調査結果も活用し、定量的な評価などにより考察を行うこと。
- (2) 生態系への護岸等の施工の影響の予測結果について、生活史なども考慮のうえで本事業による環境の変化が反映されやすいと考えられる種を典型性の注目種に選定するよう検討し、予測結果等に変更が生じる場合はそれを環境影響評価書へ記載すること。

4 温室効果ガス等

県では 2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロの社会を目指している中で、本事業は、工事開始から事業の終了まで概ね 28 年以上の長期間にわたり温室効果ガスが排出される計画であることから、積極的かつ継続的に先進技術を導入するなど、確実に排出削減対策を実施すること。また、事後監視調査を実施し、温室効果ガスの排出量や排出削減状況の取り組みを把握・評価すること。

5 その他

- (1) 準備書に関する住民からの意見について、本事業による景観などの周辺環境への影響だけでなく、遮水工など施設の詳細に関しても意見が提出されていることから、それらに対する事業者見解の回答だけでなく、今後の事業実施段階

においても、事業計画の内容等について地元住民等へ丁寧な説明や積極的な情報公開を行うこと。また、準備書手続までの意見等を踏まえ、環境影響評価書作成時点では最新の状況を反映し、事業計画の内容等についてより詳しい説明を追記するよう努めること。

- (2) 事業実施にあたり、地元住民等からの要望及び苦情がある場合は適切に対応すること。
- (3) 環境影響評価に関する条例（平成9年兵庫県条例第6号）第30条に規定する事後監視調査を適切に実施し、この結果を県に報告するとともに、公表すること。
- (4) 本意見及び神戸市長意見の内容を十分に踏まえたうえで、環境影響評価指針（平成10年兵庫県告示第28号）に基づき事後監視調査計画を作成すること。なお、事後監視調査計画作成にあたっては、あらかじめ関係行政機関と協議すること。
- (5) 環境影響評価の予測の前提条件となる事項に大きな変化が生じた場合や、現時点で予測し得なかった影響が生じた場合は、関係行政機関に報告のうえ、状況に応じた適切な環境保全措置を速やかに行うこと。
- (6) 工事の実施及び施設の供用において、災害及び事故による廃棄物や浸出液の流出などにより生活環境への影響が生じないよう、十分な対策を行うこと。